

令和4年3月8日

南房総市議会議長 青 木 正 孝 様

産業委員会委員長 川 上 清

産業委員会所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務調査として「市道（農道等）の整備の現状について」調査を行った。このたび所管事務調査の活動を総括し、下記のとおり報告する。

記

1 はじめに

各区行政連絡員の方からは数多くの要望が市に提出されている。

その中で市民の生活道となっている市道、農道の整備について市へ要望があっても、なかなか解決策が見出せないままの案件があるのではないかと考え、今期の所管事務調査テーマを「市道（農道等）の整備の現状について」とし調査を行った。

2 調査の概要

今期の調査期間は新型コロナウイルス感染拡大防止や緊急事態宣言のため、令和3年4月から12月と短く、現地調査や視察を控えなければならない状況で調査活動に制限がある中での調査となった。

6月に「市道（農道）の聞き取り調査」として、市の担当部局である建設環境部及び農林水産部と意見交換を行い、市内の市道及び農道の現状を確認し課題の把握をした。

9月は委員会での共通認識を図るため委員への認識調査を行い、提出された各委員からの課題について、市の担当部局とヒアリングを行った。調査期間が短い中、課題解決に向けた意見交換会及び認識調査内容を基に委員会の意見等をまとめるに至った。

3 調査結果

ヒアリングでは、市道の改修・整備については、明文化された採択基準を定めておらず、要望実施箇所の選定については、担当職員が要望箇所の状況を精査し、市民生活に与える影響の有無、緊急性、区の意向などにより、限りある予算の範囲内におい

て、「本年度実施」、「次年度予算要求」、「経過観察」、「事業実施困難」の判断がされていた。要望事項には、市として実施する事項の他に千葉県への要望事項も含まれ、市として県に進達しているが、採択に至らない事項も多くあることや、要望箇所が他の計画と重複する場合や私的案件も見受けられ、市として実施できない現状があった。

市が管理する農道4路線（広域農道、平群線、白浜線、珠原線）の路線の改修・整備については、財源確保のため国庫補助事業や交付金事業を活用することとなり、受益面積や延長・幅員等の採択基準がある。市が管理する4路線以外の農道に対する要望については、現地を精査して各種補助事業の採択要件や補助率を説明し、補助金や資材支給により土地改良区、関係団体、利用者等に管理対応がお願いされている。

しかし、要望の中には、市が対応する要望と県が対応する治山・地すべり防止事業等が含まれ、県には進達・報告を行っているが、調査のみで実施が伴わない要望も多くあり、中には管理している団体等が実施できない現状がある。

また、市道及び農道に係る要望数と対応数については、平成30年度から令和2年度における市道に係る要望数は1,442件、対応件数は840件（実施率58.3%）であり、農道に係る要望数は158件、そのうち農道に係る件数は4件で、すべて対応されていた。

各区長からの市道改修の要望で、当年度で取り組めないものについては、今年度から要望書の取扱方法の見直しを行い、未解決の要望は所管課で継続されることとなっている。区によっては要望数に差があるが、地元の意向を確認し限られた予算の範囲内で可能な限り早期に対応できるように努めていた。

市道の認定基準については、「南房総市市道路線認定規則」の中で市道認定要件が定められている。旧7町村の町道や村道がそのまま市道になり道路整備に伴う部分的な見直し等は行っているが、根本的な見直しがされていない。市内には市道の認定基準を満たしていない市道が点在しているため、市道の見直しが必要と考えられる。

4 まとめ

市内には市民の生活道となっている道路も含め、広範囲にわたり老朽化している道路も多く、道路整備に対する要望が多くあることを再確認した。

少子高齢化、人口の減少、令和元年台風による被害や新型コロナウイルス感染症が及ぼした経済影響もあり、厳しい財政状況において、市民からの要望や課題に十分に対応することは難しくなっているが、限られた財源の中で必要性や緊急性、効果を評価し、事業の重点実施やコストの縮減などにより、効率的に事業を実施することで質の高い行政サービスの実施が重要と考える。

市においては、市道、農道の維持管理、安心安全な道路環境の整備、充実が図れるよう、区からの要望に対して必要性や緊急性、効果等の項目において、一定の基準に基づき評価を行い事業選択し、早急に対応することを要望する。

年月日	活動内容
令和2年12月10日	・所管事務調査の実施について協議、決定 ・所管事務調査のテーマ、内容、期間等の協議、決定 ・所管事務調査事項の議長への通知 ・閉会中の継続調査決定、議長への申し出 ・閉会中の継続調査議決
令和3年3月8日	・具体的な調査事項や調査方法の協議
令和3年6月10日	・現状の把握（担当部局に説明を依頼）
令和3年7月～8月	・課題の調査
令和3年9月8日	・認識調査 （課題の整理、執行部とのヒアリング、課題の解決）
令和3年12月7日	・所管事務調査のまとめ
令和4年1月～2月	・調査報告書(案)の作成・確認
令和4年3月8日	・調査報告書提出